

6小財第343号

令和6年9月24日

関係各部・課（局）長 様

小郡市長 加地 良光

令和7年度予算編成方針について

今年6月に「経済財政運営と改革の基本方針2024」が閣議決定された。本方針によると、我が国経済は、デフレからの完全脱却を実現する千載一遇の機会を迎えている。同時に、人口減少が加速する2030年度（令和12年度）までが経済構造変革のラストチャンスであり、持続可能な経済社会の実現が不可欠とされている。

地方財政においても、公的サービスにかかるコスト増加や人材・担い手の不足に対し、従来のような予算措置を講じて職員数や事業規模を維持する手法は立ちゆかなくなることが想定される。今後急速に進む労働人口などの資源の制約の中で、自治体業務の見直しや広域化・DX化、公共施設集約化等による効率化を前提とした行政サービスの維持が求められている。

さて、本市の令和5年度の財政状況であるが、歳出決算においては全体として前年度比5.9%の増となった。その主な要因は、投資的経費の増加により普通建設事業費が96.6%増となったことや、非課税世帯等重点支援給付金事業の実施等により扶助費が6.6%増となったことなどである。

一方、歳入決算においては全体として前年度比6.0%の増となった。その主な要因は、臨時財政対策債は大幅に減となったものの投資的事業等の増加に伴って市債全体で25.6%増となったことや、国庫支出金が10.3%増となったことである。

その他、財政健全化判断比率は、早期健全化基準を下回っており、実質公債費比率は0.7ポイント改善し6.8%、将来負担比率は充当可能財源が増加したことなどにより算定されていない。財政構造の弾力性を測る経常収支比率は、経常的支出が増加したことにより2.0ポイント悪化し94.9%となった。

なお、安定的な財政運営に備え財政調整基金に約4億円を積み立てたが、主な増収要因は地方交付税等国の予算措置の影響を受けたもので、将来的には少子高齢化の進行等に伴って収入の大幅な増加は見込めず、決して楽観視できる状況にはない。

また、大型公共施設の更新に着手しており、有利な財源を活用しながら負担の平準化を図る一方で、「金利のある世界」がすでに現実のものとなる中、市全体では起債残高等の適正化に努める必要がある。

令和7年度においても、財政健全化の「旗」を下ろさず、歳入に見合った歳出となるよう取り組みを継続する。

記

1. 骨格予算としての編成

令和7年度当初予算は、市長選挙が行われる予定のため、骨格予算での編成とする。ただし、予算要求にあたっては、年度を通しての財政需要・施策動向を把握し財源の適正な配分を行えるようにするため、通年分の要求をすること。

なお、6月の肉付け予算編成後は、災害等の緊急なもの、制度改正や真にやむを得ない計画の変更によるもの以外の補正は行わない。このことに留意し、通年で必要となる予算を遺漏なく要求すること。

2. 歳入歳出予算の考え方

(ア) 歳入確保

新規事業はもちろんのこと既存事業においても、財源の確保に向けてあらゆる角度からの努力・創意工夫を怠らないこと。

- ① 貴重な自主財源である市税を始めとした市債権の収納率向上（収入未済額の縮減。また、新たな収入未済額の抑制）
- ② 活用できる補助金等の情報収集（他省庁含めた国・県支出金を最大限確保。また、各種法人等の助成金等の積極的検討）
- ③ 適正な受益者負担の検討（利用料の見直し、イベント等の参加負担金設定など。本来、受益者が負担すべきものを貴重な一般財源でまかなっていないか、前例踏襲することなく再点検すること）
- ④ 民間資金の活用（広告料、企業版ふるさと納税、収益性が見込める事業の民間活用、行政財産目的外使用が期待できる有効活用スペースの確保、未利用地の売却など）

(イ) 財源に見合った歳出

新規や拡充する事業の歳出予算要求は、あわせて既存事業の点検による見直し（または歳入確保）を行われなければ、一般財源が不足することは明らかである。

今一度全庁共通で再認識し、事業の優先順位を整理するとともに、必要に応じ既存事業の改廃を行うこと。

(ウ) 効果的で適切な予算編成

施策の目的に照らして事業内容が効果的なものとなっているか検証すること。また、適切な積算根拠に基づき必要額を明らかにした上で予算化すること。

- ① 目的達成に向けて今後解決すべき課題を洗い出し、明確化すること。既存事業については、直近の決算における事業評価等を活用し、評価によって事業の方針（拡充・維持・統廃合）を整理すること。
- ② 実績に基づく推計や、十分な市場調査を踏まえた積算により、適切に予算化すること。制度の変更や社会情勢の変化を織り込む場合、根拠を明確にし、要求過多になっていないか確認すること。

3. 補助金等交付事務の適正化

市補助金等交付事務について、適正な事務処理を徹底するべく令和4年度から令和6年度の当初予算編成事務にあわせ全庁的に点検・見直しの取り組みを進めてきた。補助の対象範囲、必要性の精査に努めた結果、市の交付事務の適正化は着実に進められてきたところであるが、令和5年度決算において、一部に課題が見受けられた。この間取り組んできた補助金交付事務の適正化が後戻りすることのないよう、引き続き、関連例規・通知に基づく適正な事務処理に努めること。